

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【公開番号】特開2016-97851(P2016-97851A)

【公開日】平成28年5月30日(2016.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-033

【出願番号】特願2014-237300(P2014-237300)

【国際特許分類】

B 6 0 K 1/04 (2006.01)

H 0 1 M 2/10 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 1/04 Z

H 0 1 M 2/10 S

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月6日(2017.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一対の中空断面形状からなる第1及び第2縦フレームと、当該第1及び第2縦フレームの両端部にそれぞれコーナーブラケットを介して連結した一対の中空断面形状からなる第1及び第2横フレームとを備え、

前記コーナーブラケットは前記縦フレーム及び横フレームの中空部に挿入される挿入部と、車体への取付部とを有することを特徴とするフレーム構造体。

【請求項2】

前記縦フレームと横フレームとは端面に相互の斜め突合せ部を有し、

前記コーナーブラケットは前記斜め突合せ部の間に差し込んだ差込み部を有することを特徴とする請求項1記載のフレーム構造体。

【請求項3】

前記コーナーブラケットの取付部は前記縦フレーム及び横フレーム外形延長線の内側に位置していることを特徴とする請求項1又は2記載のフレーム構造体。

【請求項4】

前記コーナーブラケットは、前記縦フレーム及び横フレームの外側の側面に延在するフランジ部を有することを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載のフレーム構造体。

【請求項5】

前記一対の縦フレーム間又は一対の横フレーム間の間を連結した中空断面形状の補助フレームを有し、前記縦又は横フレームと補助フレームとを中間ブラケットにて連結しており、前記中間ブラケットは前記縦又は横フレーム及び補助フレームの中空部への挿入部又はノ及び外側の側面に延在するフランジ部を有することを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のフレーム構造体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、一対の中空断面形状からなる第1及び第2縦フレームと、当該第1及び第2縦フレームの両端部にそれぞれコーナープラケットを介して連結した一対の中空断面形状からなる第1及び第2横フレームとを備え、前記コーナープラケットは前記縦フレーム及び横フレームの中空部に挿入される挿入部と、車体への取付部とを有することを特徴とする。

ここで、縦フレーム、横フレームと表現したのは便宜上であり、本発明に係るフレーム構造体を車体に取付固定した場合に、例えば車両の前後方向に沿って縦フレームを配置した場合に車幅方向に横フレームを配置する等、相対的な位置関係を示したものであり、車両への取付方向に制限がない。

このようにコーナープラケットに縦フレームの中空部への挿入部と横フレームの中空部への挿入部を形成したことにより、例えば縦フレームの外側から荷重を受けるとコーナープラケットを介して、横フレームの中空断面に沿って荷重が伝播し、横フレームの外側から荷重を受けるとコーナープラケットを介して縦フレームの中空断面に沿って荷重が伝播する。

よって、どのような方向からの衝撃荷重に対してもフレーム全体に衝撃力が分散する。

また、各コーナープラケットの取付部にて車体に連結されているので、車体全体に荷重が分散する。